

令和8年度

常時募集

132区画 1.2㎡～64.2㎡



芦屋市霊園
一般墓地
使用者募集

空き募集区画は日々変わります。
申込み前に必ずご確認ください。

募集区画

芦屋市霊園ホームページ



令和8年度から、前年度の使用者募集で使用者が決まらなかった区画は、区画面積にかかわらず、通年でお申込みいただけるようになりました。

- ・お申込みは、先着順（同日中に複数の申込みがあった区画は抽選）です。
- ・募集区画は4ページから24ページに掲載しています。先着順のため、空き募集区画（申込可能な区画）はホームページに掲載します。ホームページでの確認が難しい場合は、環境課霊園・火葬場係（0797-38-3105）までお問い合わせください。

申込者 芦屋市

申込書類提出

受付期間 通年（先着順）

申込結果連絡

申込日の翌開庁日の午前中

同日中に複数の申込みがあった区画は、抽選により決定します。公開抽選の日時は、申込結果連絡の際にお知らせします。

使用予定者として決定した方には、以降の詳細な手続きを案内します。

申請書類送付

申込結果連絡から1～2週間後に郵送

使用許可申請

申請期間 申請書類送付から概ね1か月以内

<場所> 芦屋市役所北館3階環境課にて
使用許可予定日案内、注意事項説明、永代使用料・維持費（月割相当額）の納付書配布など

永代使用料・維持費の納付

納入期限 許可申請日から概ね1か月以内

納入期限までに納付書で一括してお支払いください。
公金取扱金融機関は、右記よりご確認ください。



公金取扱金融機関
(市ホームページ)

使用許可書送付

入金確認から概ね1か月後に郵送

使用許可日以降、墓地の工事を行うことができます。

墓石・巻石等の建立

建立期限 使用許可日から1年以内

申込方法

本案内の内容をよくご確認の上、お申し込みください。また、**申込み前に必ず現地をご確認ください。**

なお、申込状況（空き募集区画）は、申込みがあった日の午後5時以降にホームページで公開予定です。（翌開庁日となる場合があります。）

1 申込受付期間

通年(先着順) ※同日中に複数の申込みがあった区画は抽選

<窓口受付>

平日午前9時から午後5時まで（正午～午後0時45分を除く。）

<郵送受付>

環境課霊園・火葬場係が申込書類を受け付けた日を申込日とします。

2 使用予定者の決定方法

- ・各日午後5時にその日の申込みを締め切ります。
- ・締切時点で申込者が1名の区画は、その申込者に決定します。
- ・申込者が複数の区画は、公開抽選により決定します。

※公開抽選は、芦屋市役所北館3階環境課内で行います。
抽選日時は、申込結果連絡の際にお伝えします。



3 申込結果・抽選結果連絡

- ・申込結果は、申込日の翌開庁日の正午までに連絡します。また、抽選対象となった方には、抽選日時をお伝えします。
- ・抽選結果は、抽選を行ったその日中に連絡します。
- ・結果連絡は、環境課霊園・火葬場係（0797-38-3105）から電話で行います。ご不在の場合、お手数ですが、折り返しお電話ください。
- ・使用予定者として決定した方には、後日「許可申請に必要な書類」を郵送します。

4 申込みできる区画数

1人につき1区画1通のみ

ただし、落選もしくは辞退後は、再度申し込むことが可能です。
申込みを辞退される場合は、辞退届を提出してください。

申込方法（続き）

5 申込みできる方

次の①～⑤すべての項目に当てはまる必要があります。

- ① 申込日までに1年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること。
- ② 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ③ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。
※合葬式墓地（生前申込）の使用を辞退する場合は申込み可能です。
- ④ 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を設置できること。
- ⑤ 使用料について、納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できること。

6 申込書類

- ① 芦屋市霊園一般墓地使用申込書
- ② 申込者の住民票の写しの原本
※環境課が住民票を閲覧することに同意する場合は添付不要です。
（①申込書内に同意チェック欄あり）

7 申込先（持参・郵送）

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市市民生活部環境・経済室環境課 霊園・火葬場係 あて

※霊園事務所ではありませんので、ご注意ください。

8 その他注意事項

- ・申込み受付後に区画の変更はできません。
- ・申込者の変更は原則認めません。
- ・提出した書類等は返却しません。
- ・石材業者等による申込み代行は受け付けできませんので、使用者ご自身でお申込みください。また、芦屋市では石材業者を指定していません。

25・26ページに「一般墓地使用における注意事項」を掲載していますので、あわせてご確認ください。

募集区画一覧（令和8年度）

現地に区画番号・面積を標示しています。

現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

区画番号	種別	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
12-6-0013	芝生	18.2	20,475,000	22,204
12-6-0023	芝生	9.2	10,350,000	11,224
12-6-0031	芝生	13.2	14,850,000	16,104
12-6-0036	芝生	12.1	13,612,500	14,762
12-6-0045	芝生	12.0	13,500,000	14,640
12-6-0052	芝生	28.0	31,500,000	34,160
12-4-0125	普通	6.0	6,750,000	7,320
13-5-0250	普通	5.5	4,125,000	6,710
13-5-1075	普通	5.2	3,900,000	6,344
13-5-2075	普通	5.2	3,900,000	6,344
16-3-0004	普通	12.1	18,150,000	14,762
16-5-0061	普通	1.6	1,200,000	1,952
16-5-3025	普通	1.2	900,000	1,464
18-4-0064	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0066	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0076	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
21-1-0013	普通	46.5	69,750,000	56,730
21-1-0022	普通	64.2	96,300,000	78,324
21-1-0025	普通	30.0	45,000,000	36,600
22-2-0009	普通	20.0	30,000,000	24,400
23-1-0010	普通	30.0	45,000,000	36,600
23-1-0020	普通	30.2	45,300,000	36,844
23-3-0033	普通	19.9	29,850,000	24,278
23-2-0052	普通	20.0	30,000,000	24,400
23-2-0066	普通	21.7	32,550,000	26,474
24-3-0033	普通	12.0	18,000,000	14,640
24-2-0114	普通	28.7	43,050,000	35,014
24-3-0182	普通	12.0	18,000,000	14,640
25-3-0044	普通	16.0	24,000,000	19,520
25-4-0080	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0099	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0113	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-5-0137	普通	5.9	4,425,000	7,198

区画番号	種別	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
25-4-0142	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0160	普通	6.0	6,750,000	7,320
26-5-0123	普通	4.0	3,000,000	4,880
31-4-0042	普通	6.0	6,750,000	7,320
31-4-0043	普通	6.0	6,750,000	7,320
32-5-0054	普通	2.8	2,100,000	3,416
32-4-0069	普通	9.9	11,137,500	12,078
33-4-0005	普通	7.1	7,987,500	8,662
33-4-0013	普通	6.0	6,750,000	7,320
33-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
33-4-0102	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0014	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0039	普通	6.0	6,750,000	7,320
41-2-0026	普通	21.0	31,500,000	25,620
41-2-0041	普通	20.0	30,000,000	24,400
41-2-0043	普通	22.0	33,000,000	26,840
41-2-0050	普通	20.9	31,350,000	25,498
41-2-0057	普通	21.1	31,650,000	25,742
41-3-0072	普通	12.0	18,000,000	14,640
41-3-0074	普通	12.0	18,000,000	14,640
41-3-0077	普通	12.9	19,350,000	15,738
41-3-0082	普通	12.0	18,000,000	14,640
41-3-0085	普通	12.0	18,000,000	14,640
42-3-0002	普通	15.0	22,500,000	18,300
42-4-0026	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-3-0016	普通	12.1	18,150,000	14,762
43-3-0020	普通	12.1	18,150,000	14,762
43-3-0040	普通	12.0	18,000,000	14,640
43-3-0046	普通	12.0	18,000,000	14,640
43-5-0067	普通	4.0	3,000,000	4,880
43-5-0087	普通	5.0	3,750,000	6,100
43-4-0152	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-4-0194	普通	6.0	6,750,000	7,320
51-6-0015	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0025	芝生	6.4	7,200,000	7,808
51-6-0028	芝生	6.4	7,200,000	7,808
51-6-0044	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0047	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0059	芝生	4.5	5,062,500	5,490

区画番号	種別	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
51-6-0077	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0146	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0152	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0159	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0163	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0235	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0261	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0262	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0290	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0301	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0306	芝生	4.5	5,062,500	5,490
52-4-0040	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0089	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0113	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0124	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0132	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0170	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0206	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0013	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0016	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0032	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0034	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-5-0049	普通	4.0	3,000,000	4,880
53-4-0099	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0104	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0106	普通	6.0	6,750,000	7,320
61-3-0005	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0013	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0031	普通	14.1	21,150,000	17,202
61-3-0037	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0041	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0044	普通	14.0	21,000,000	17,080
61-3-0048	普通	12.1	18,150,000	14,762
61-3-0057	普通	12.2	18,300,000	14,884
61-3-0067	普通	14.1	21,150,000	17,202
61-3-0087	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0089	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0106	普通	12.1	18,150,000	14,762
61-3-0114	普通	12.0	18,000,000	14,640

区画番号	種別	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
62-2-0033	普通	22.1	33,150,000	26,962
62-2-0051	普通	20.2	30,300,000	24,644
62-2-0055	普通	20.0	30,000,000	24,400
62-2-0072	普通	20.0	30,000,000	24,400
63-4-0042	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0090	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0118	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0146	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0211	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-3-0004	普通	12.0	18,000,000	14,640
64-3-0018	普通	12.0	18,000,000	14,640
64-4-0094	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0095	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0102	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0116	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0177	普通	6.0	6,750,000	7,320
65-5-0115	普通	5.0	3,750,000	6,100
65-5-0118	普通	4.0	3,000,000	4,880
74-5-0024	普通	3.0	2,250,000	3,660
74-5-0107	普通	3.0	2,250,000	3,660

※募集区画は、一般墓地使用者（使用許可を受けた者）から市に返還された再貸付墓地等です。

永代使用料

種別	面積	1 m ² 当たりの金額
普通墓地	12 m ² 以上	1,500,000円
	6 m ² 以上12 m ² 未満	1,125,000円
	6 m ² 未満	750,000円
芝生墓地	一律	1,125,000円

維持費（霊園の維持管理に必要な年間経費）

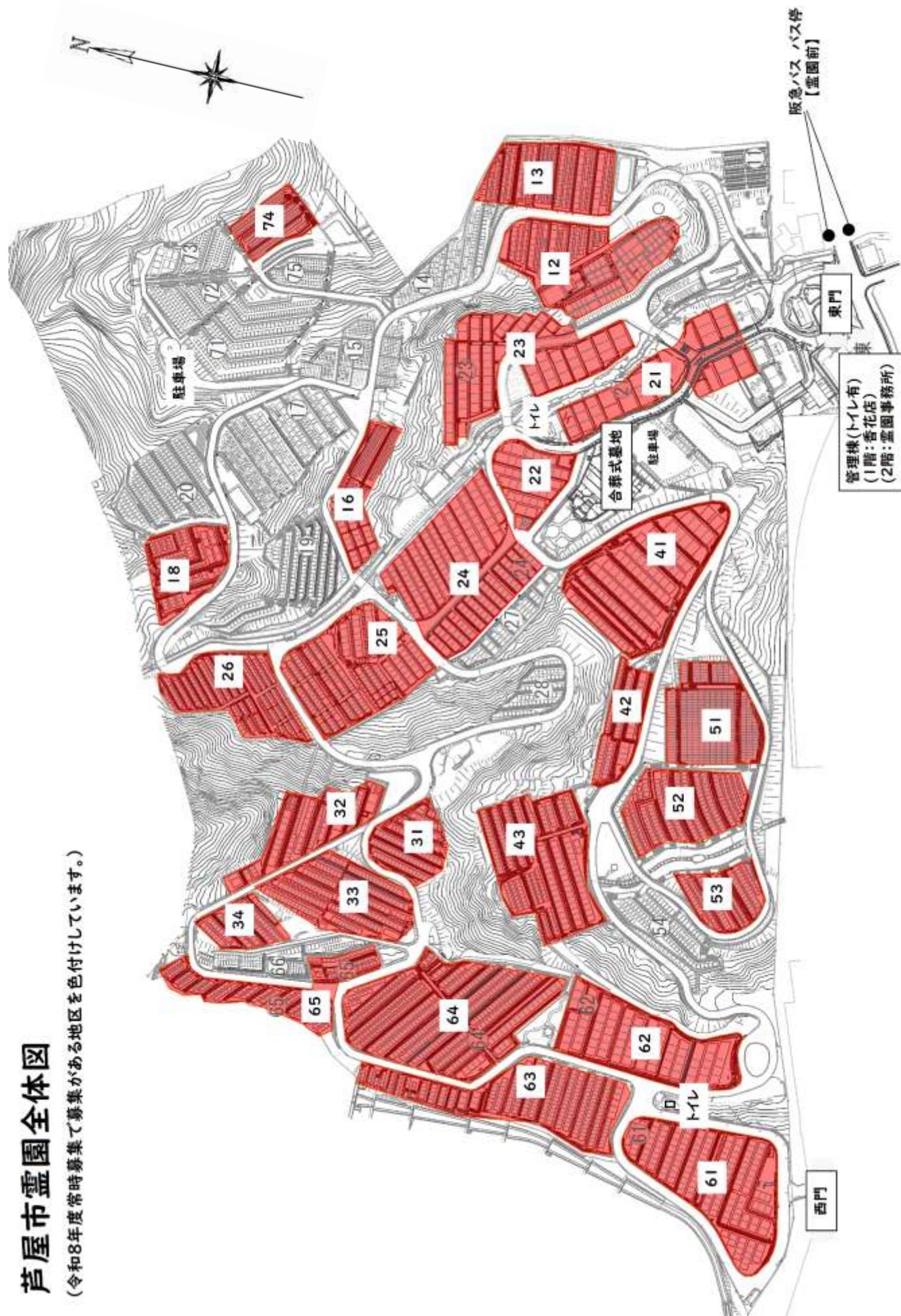
種別	1 m ² 当たりの金額
普通墓地・芝生墓地（同額）	1,220円

※毎年4月に納付していただきます。（申請年度分は月割相当額です。）

※1 m²当たり1,220円は、令和8年4月現在の金額です。

芦屋市霊園全体図

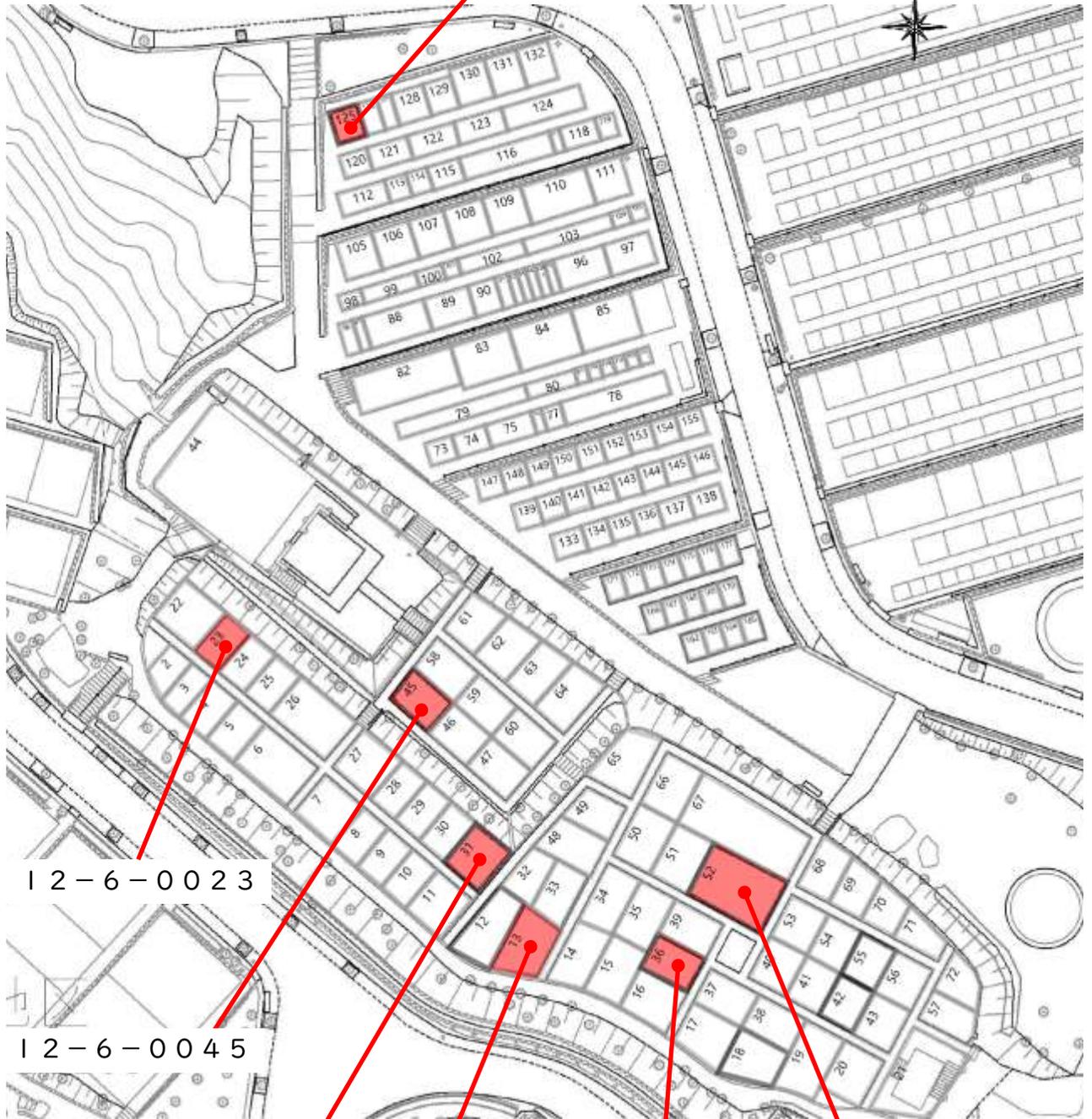
(令和8年度常時募集で募集がある地区を色付けています。)



募集区画位置図

12地区

12-4-0125



12-6-0023

12-6-0045

12-6-0031

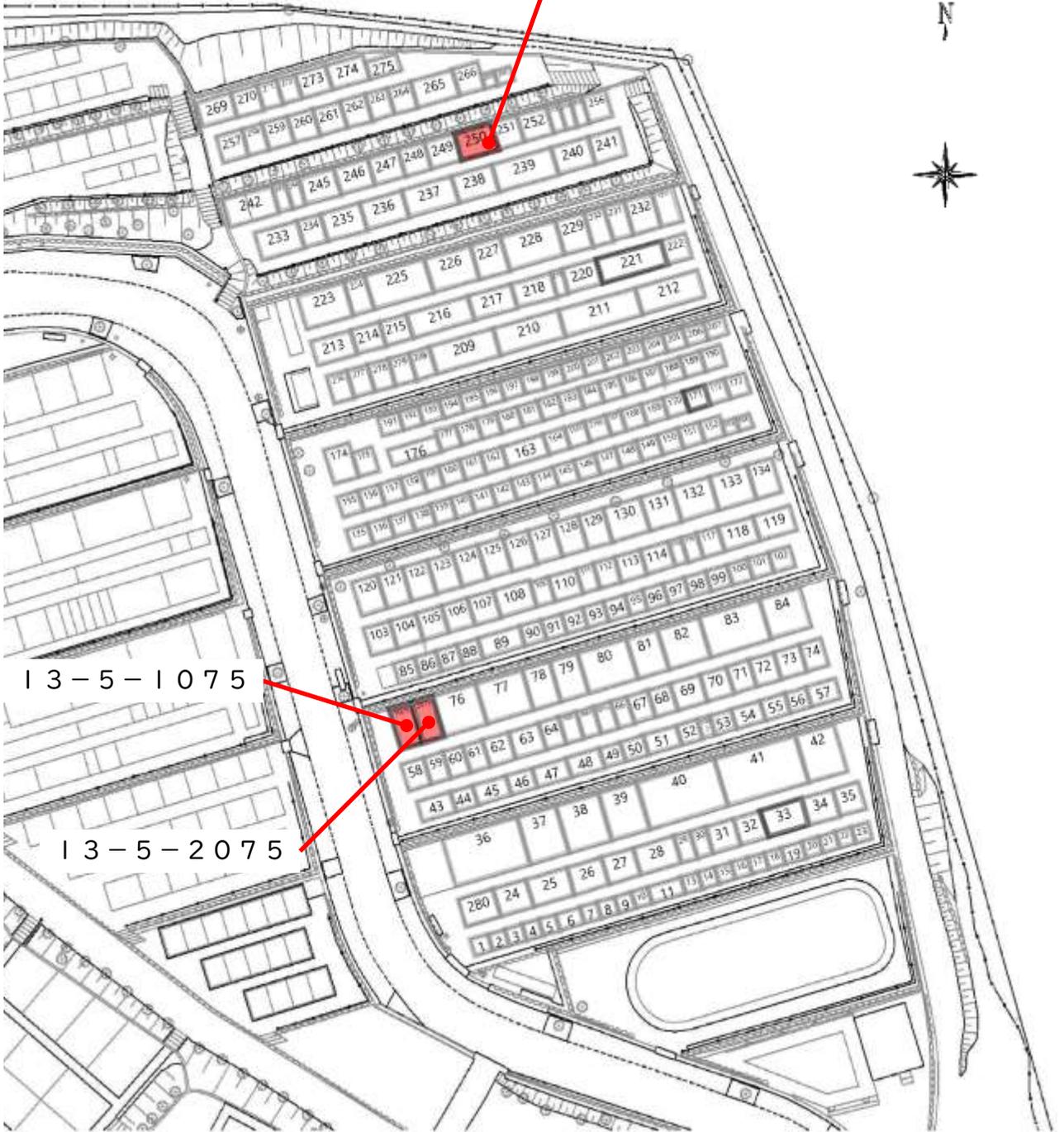
12-6-0013

12-6-0036

12-6-0052

13地区

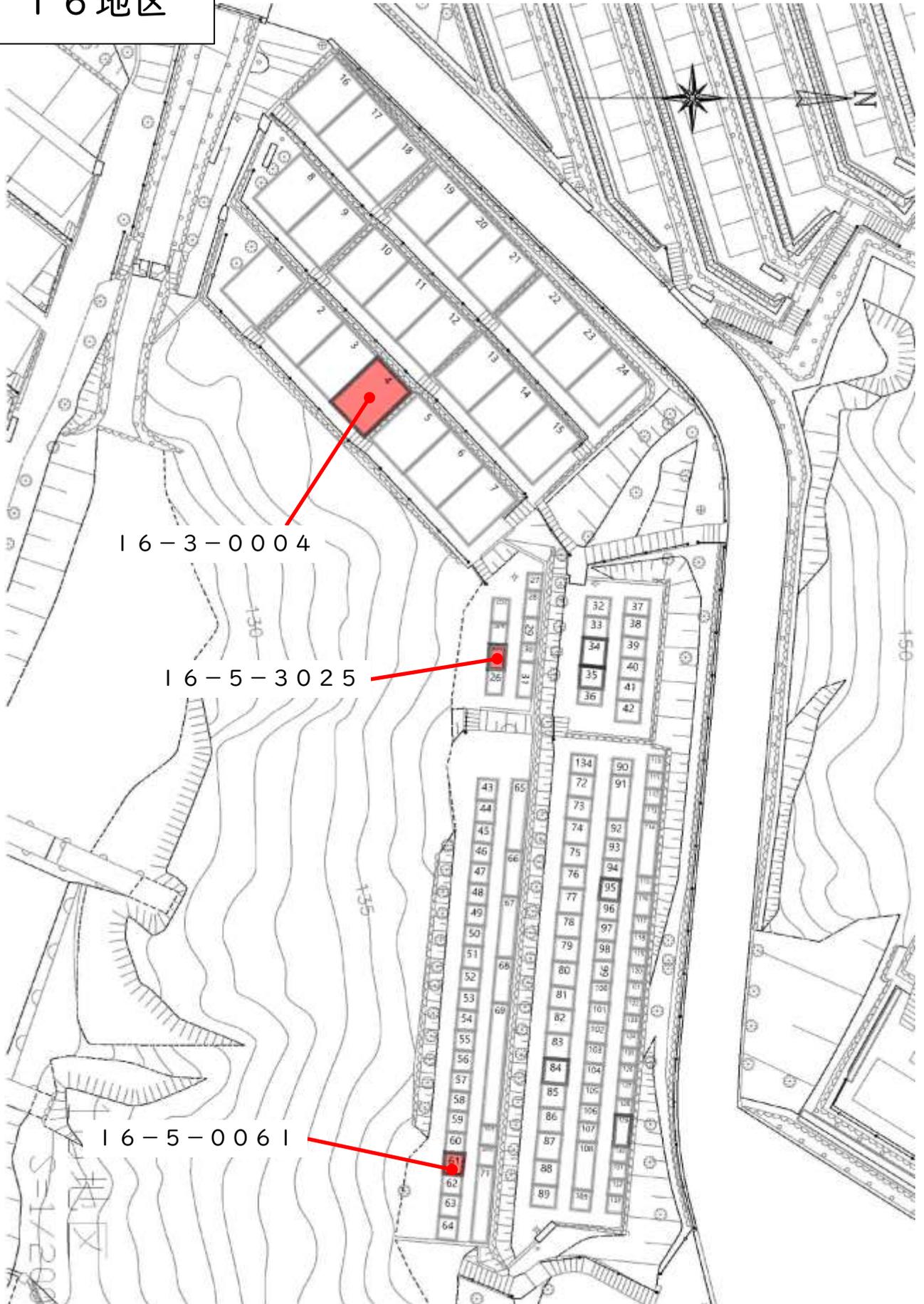
13-5-0250



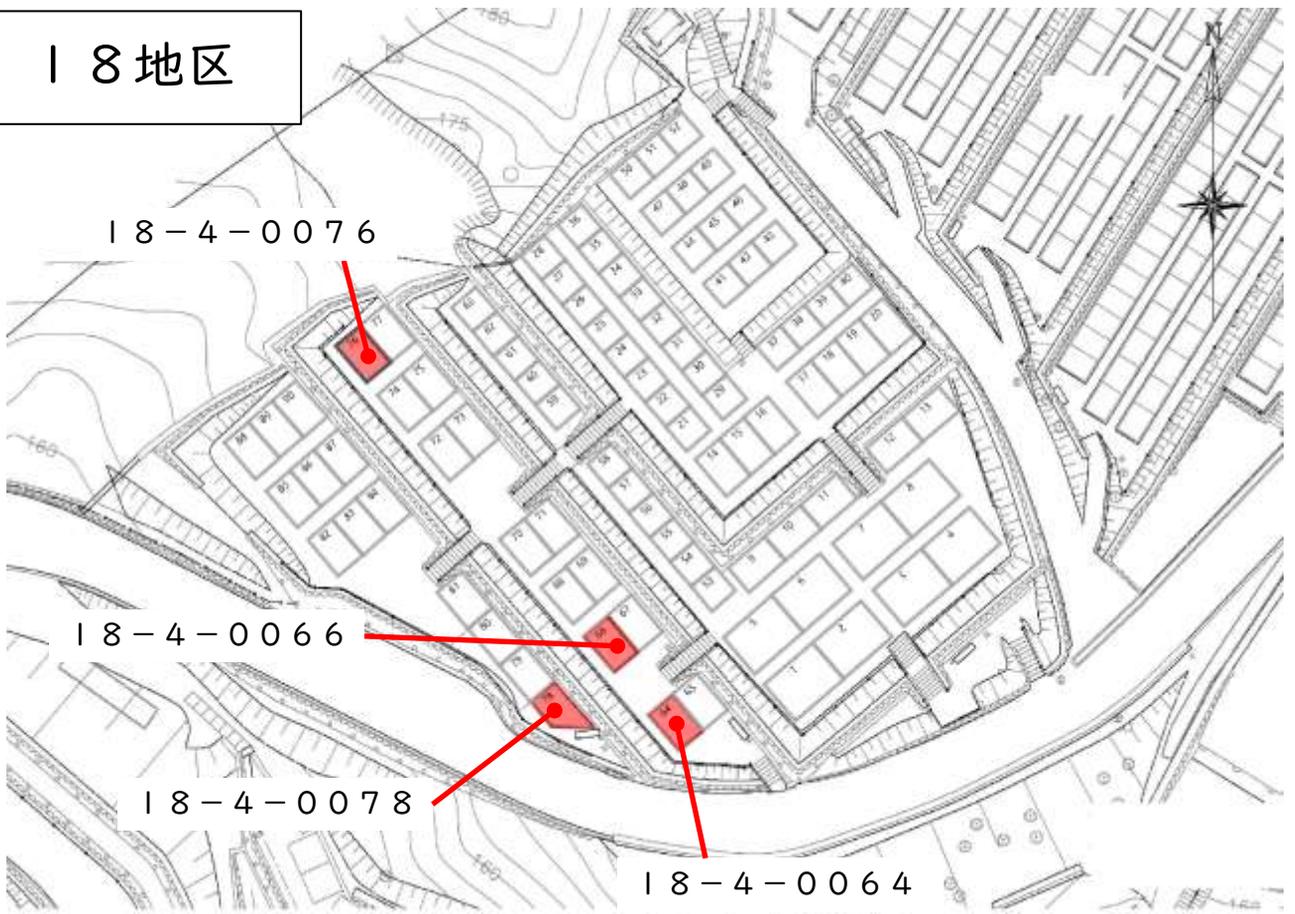
13-5-1075

13-5-2075

16地区



18地区



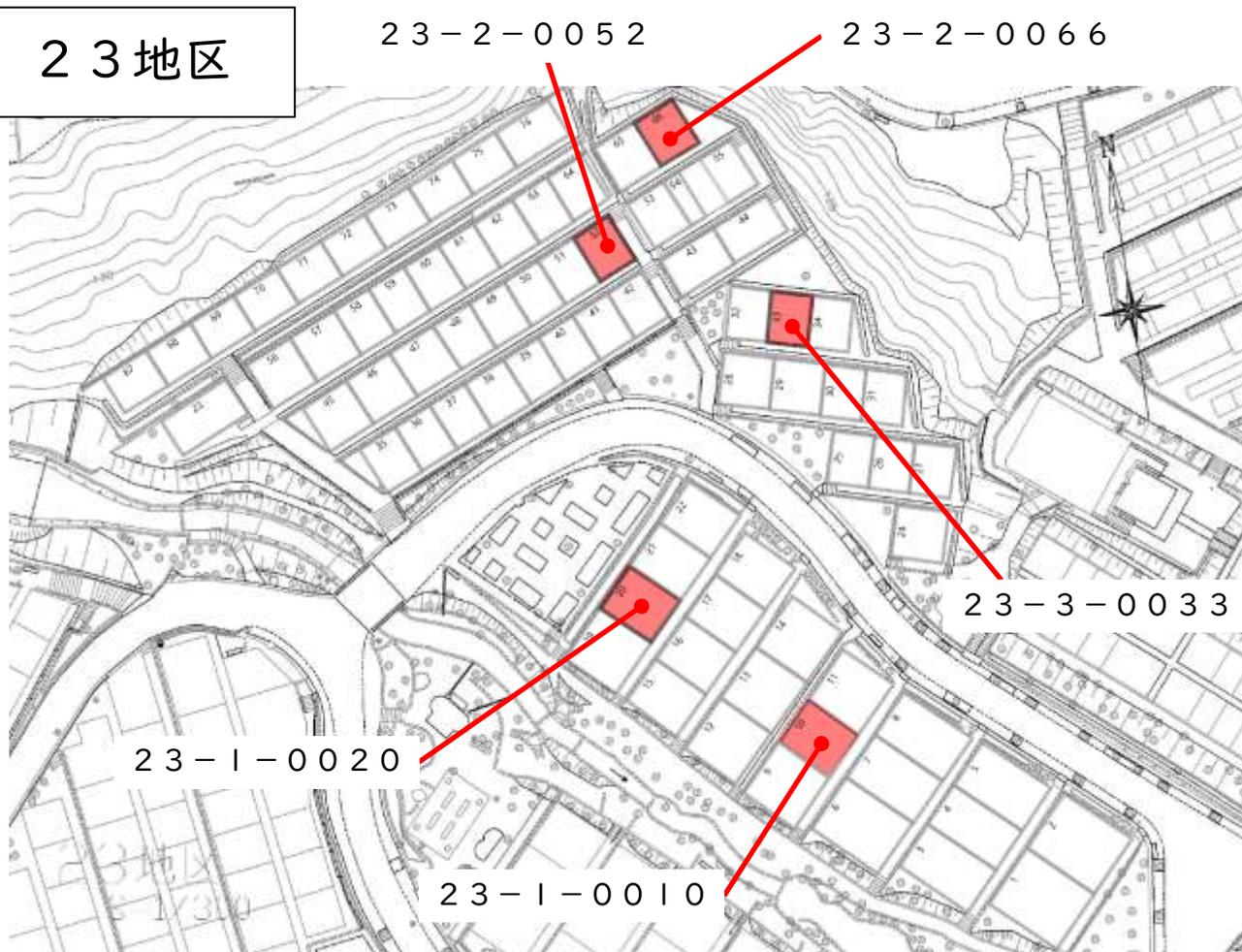
21地区



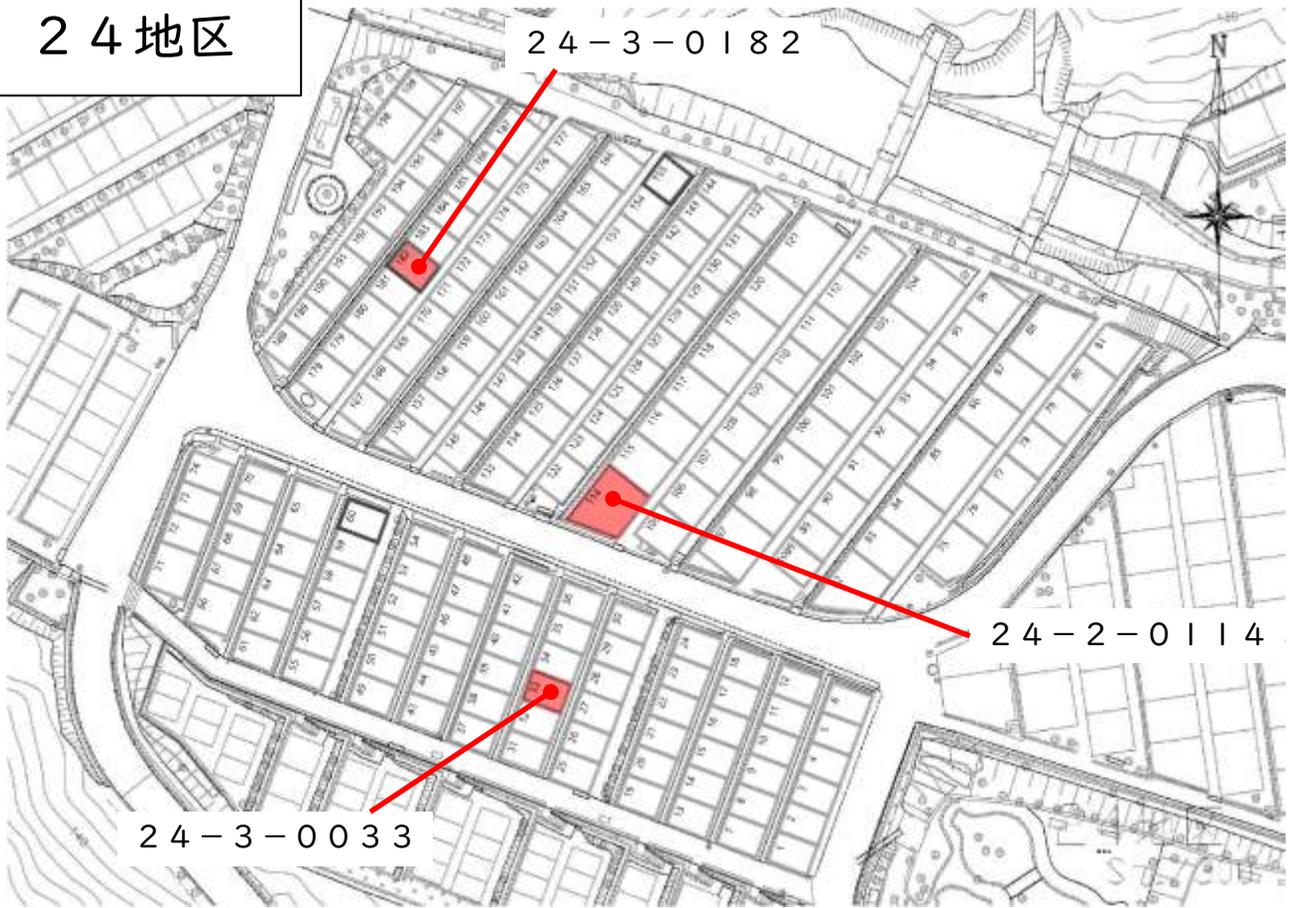
22地区



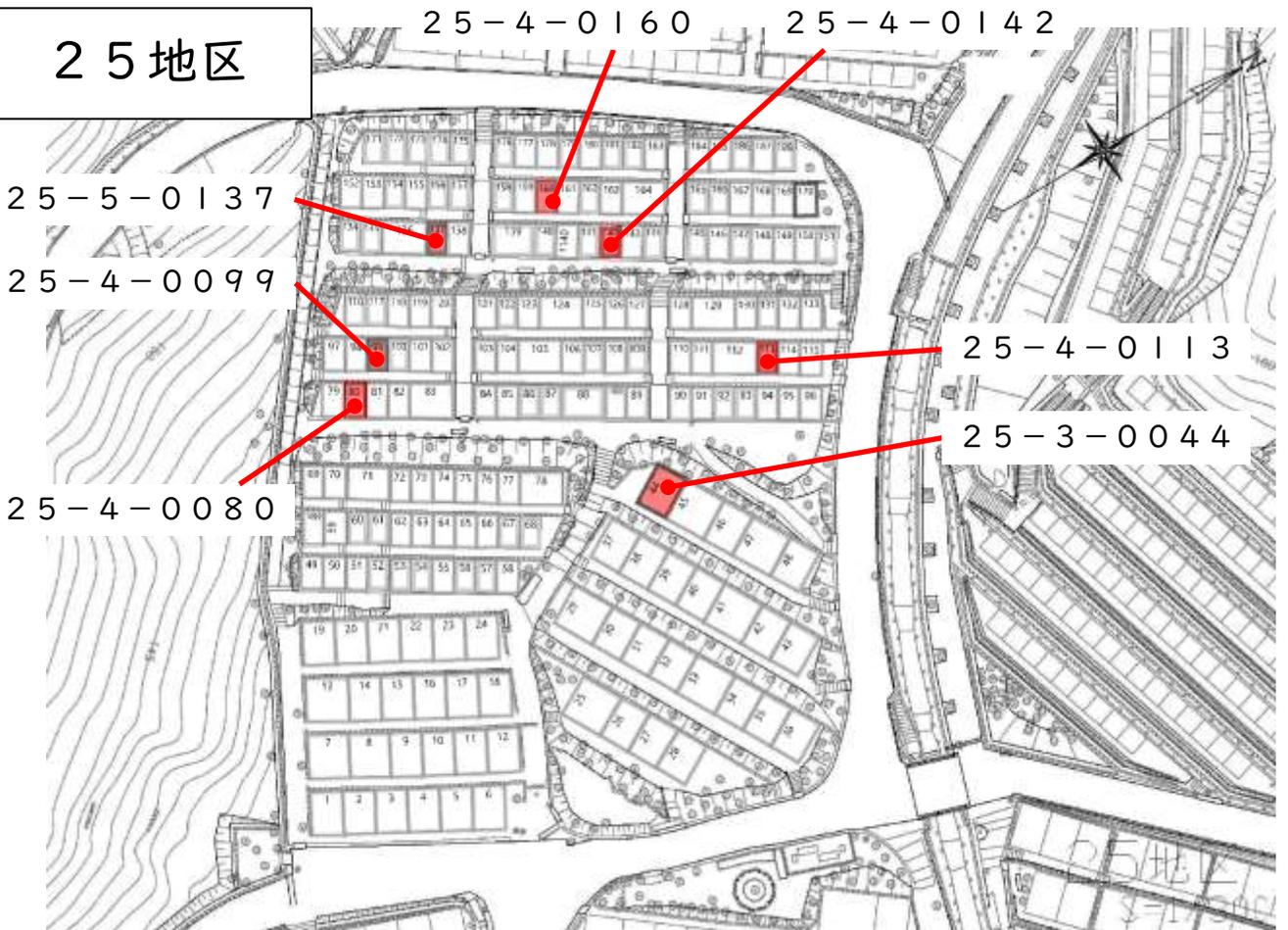
23地区



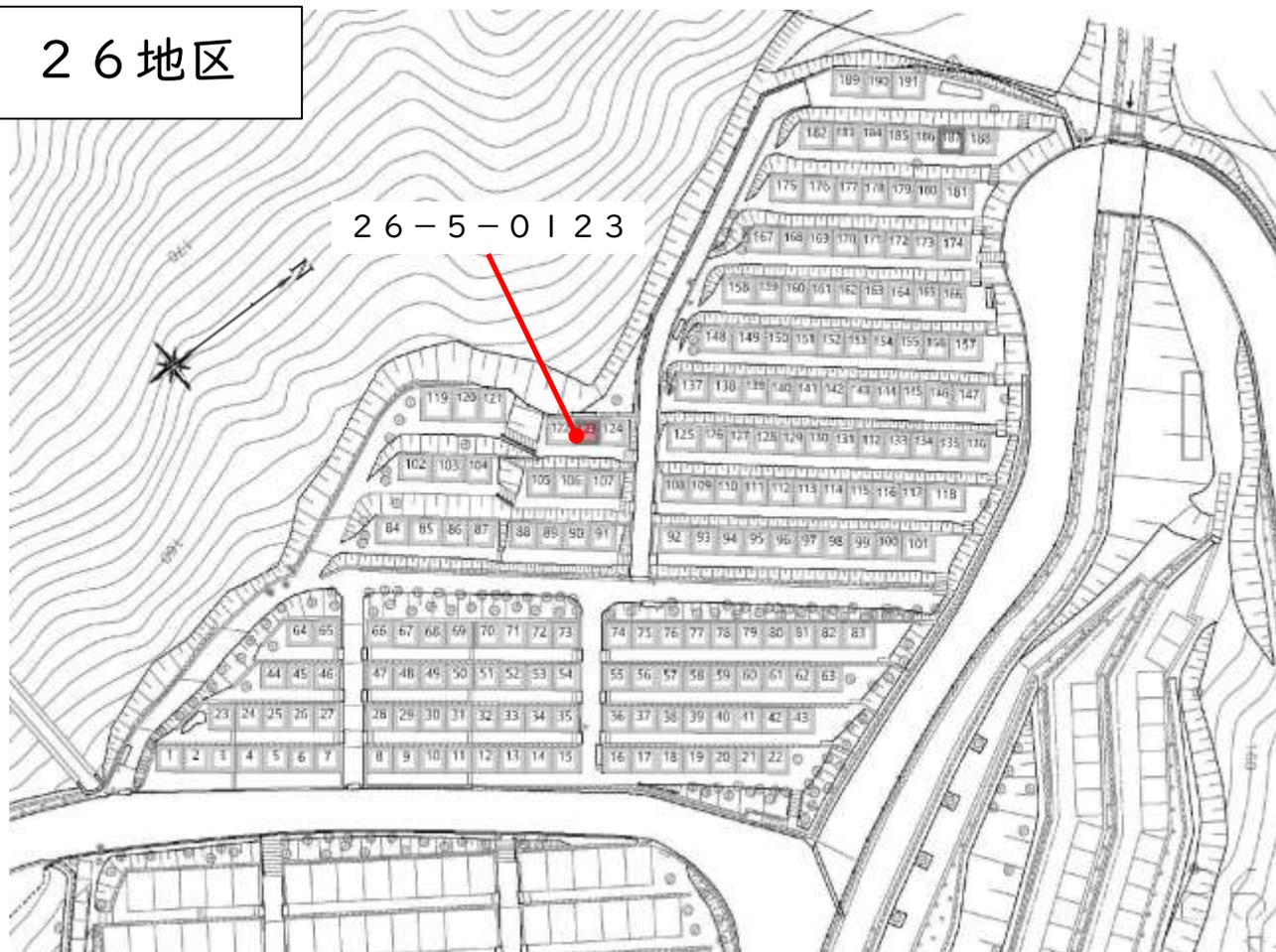
24地区



25地区



26地区



31地区



3 2 地区



3 3 地区



34地区

34-4-0014

34-4-0039

41地区

41-3-0072

41-3-0077

41-3-0085

41-3-0074

41-3-0082

41-2-0050

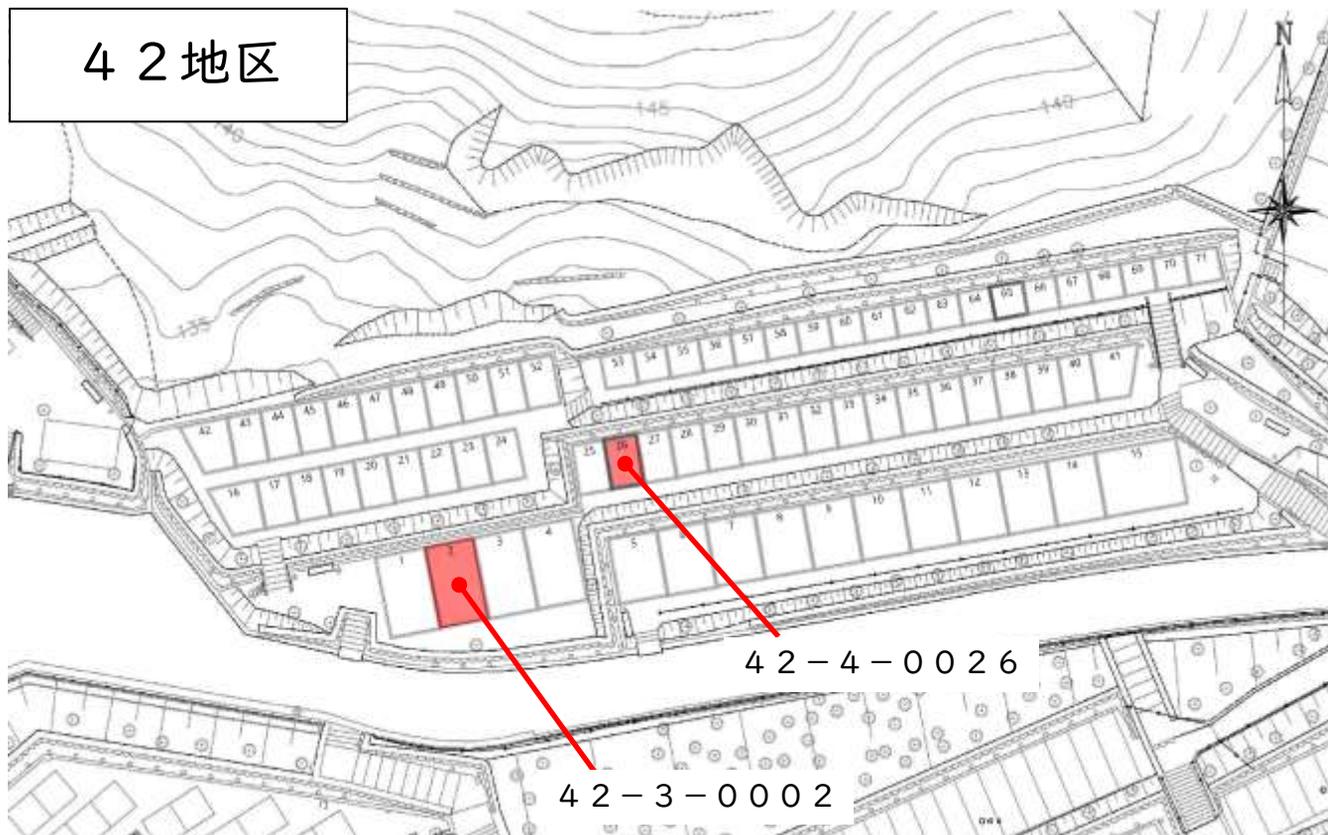
41-2-0041

41-2-0057

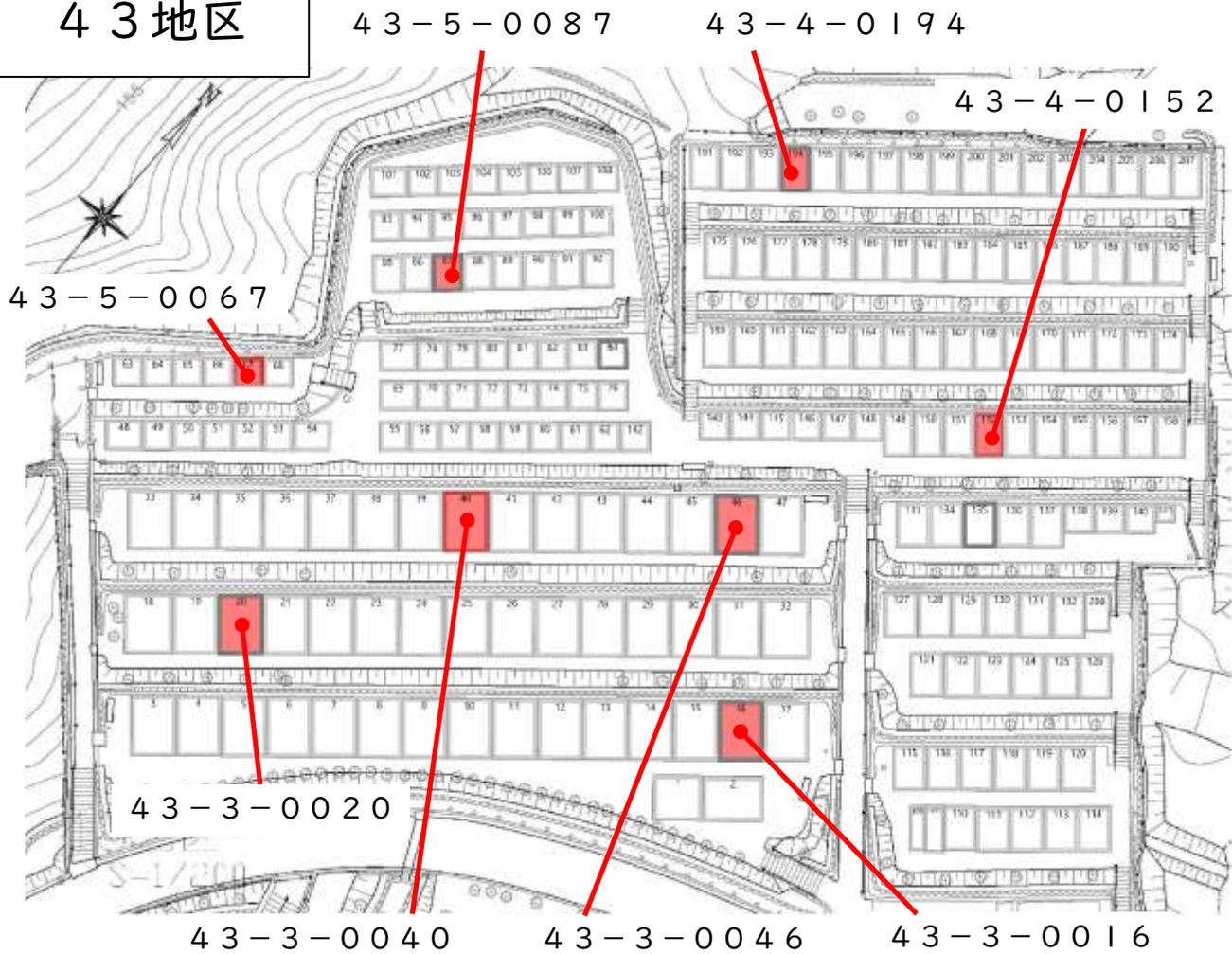
41-2-0043

41-2-0026

4 2 地区



4 3 地区



51地区



51-6-0262

51-6-0301

51-6-0261

51-6-0028

51-6-0290

51-6-0306

51-6-0025



51-6-0163

51-6-0152

51-6-0146

51-6-0077

51-6-0044

51-6-0059

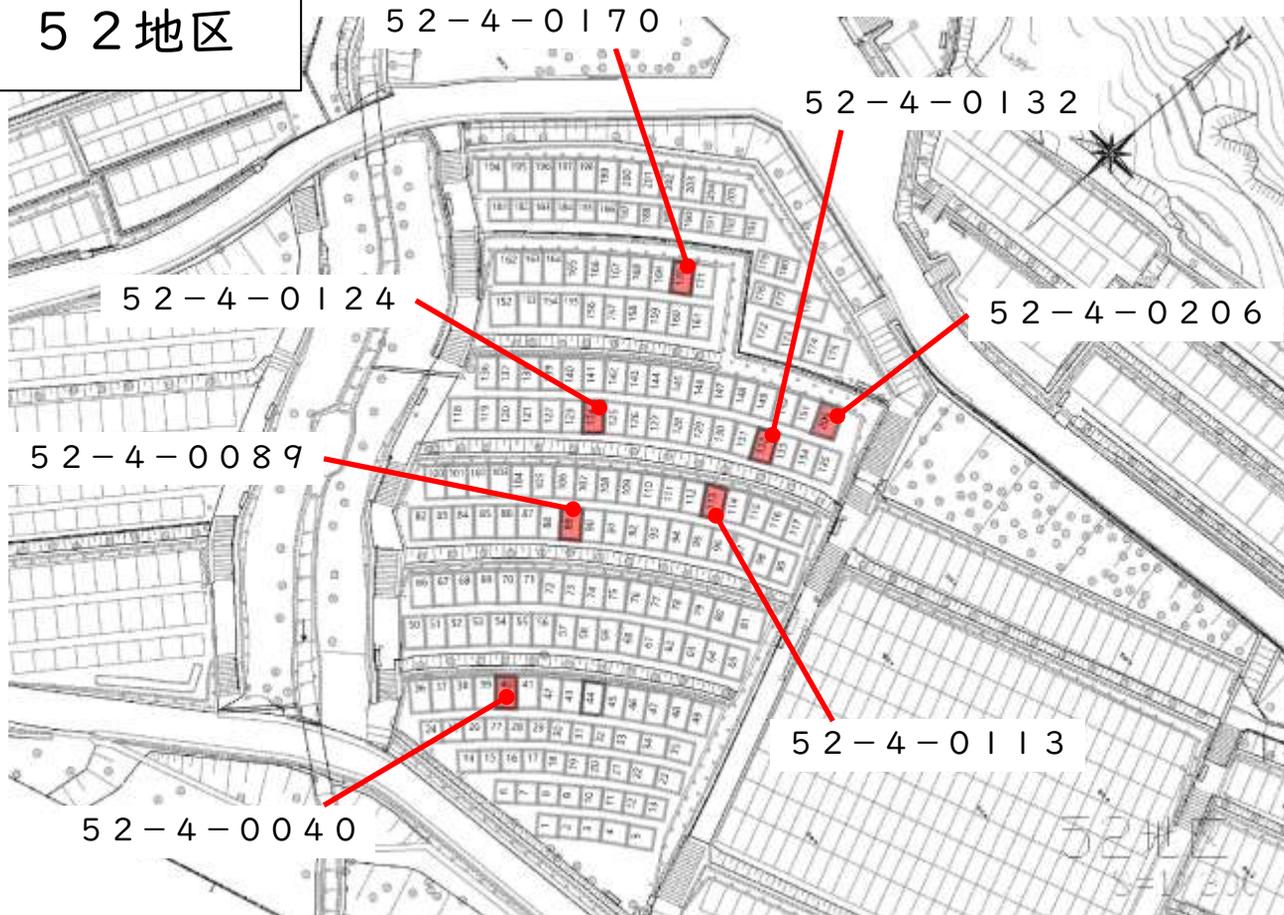
51-6-0047

51-6-0015

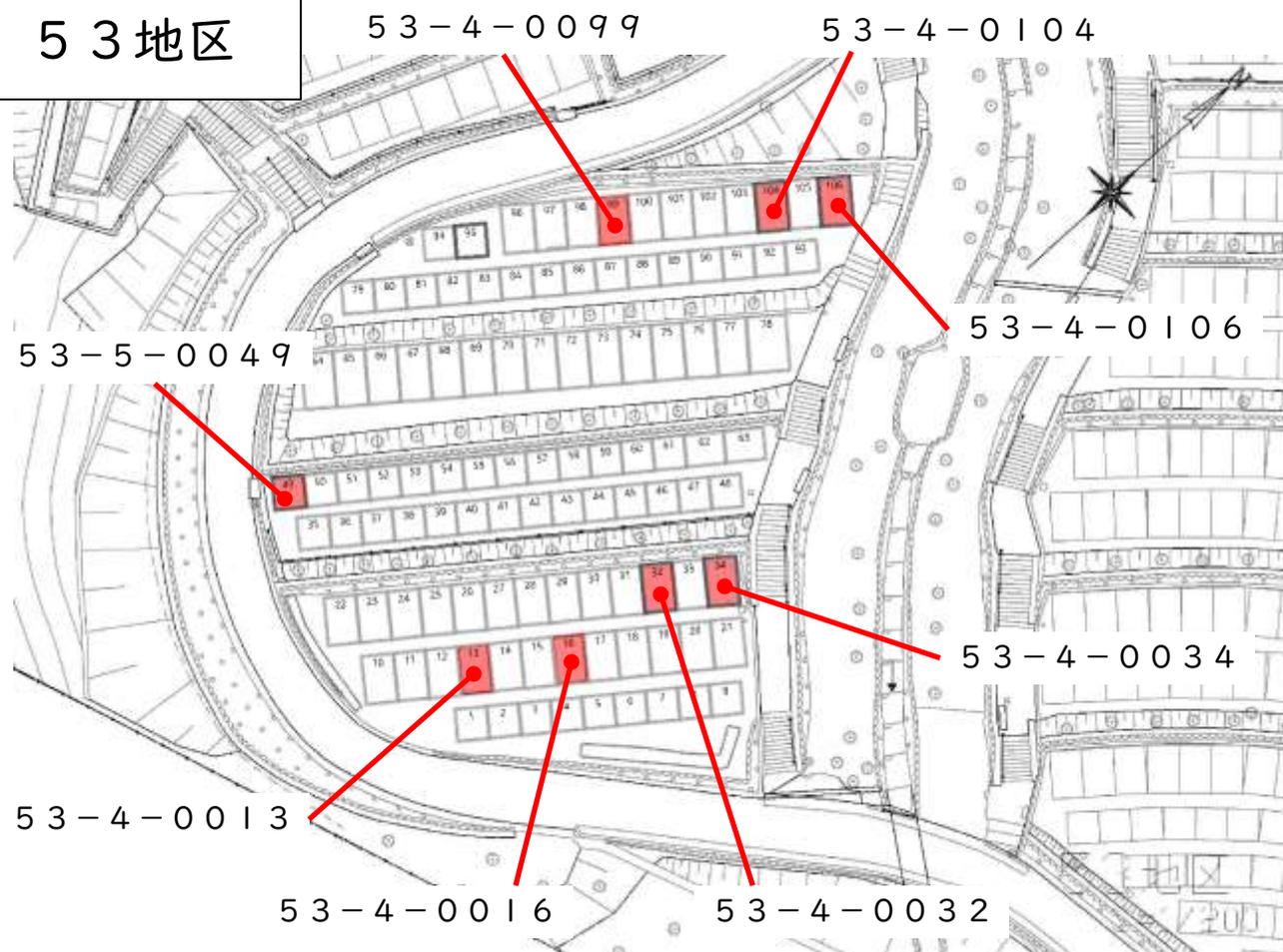
51-6-0235

51-6-0159

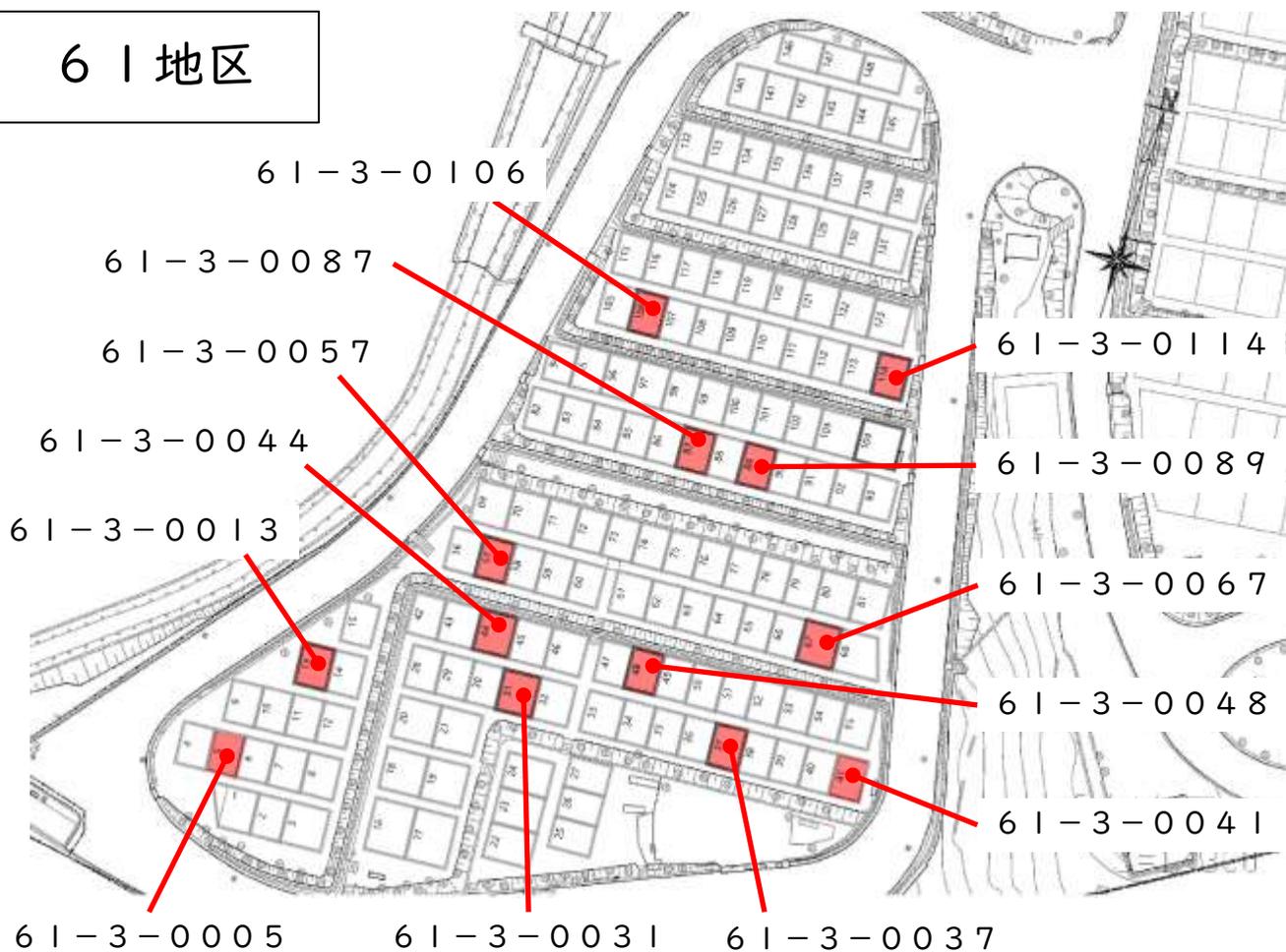
5 2 地区



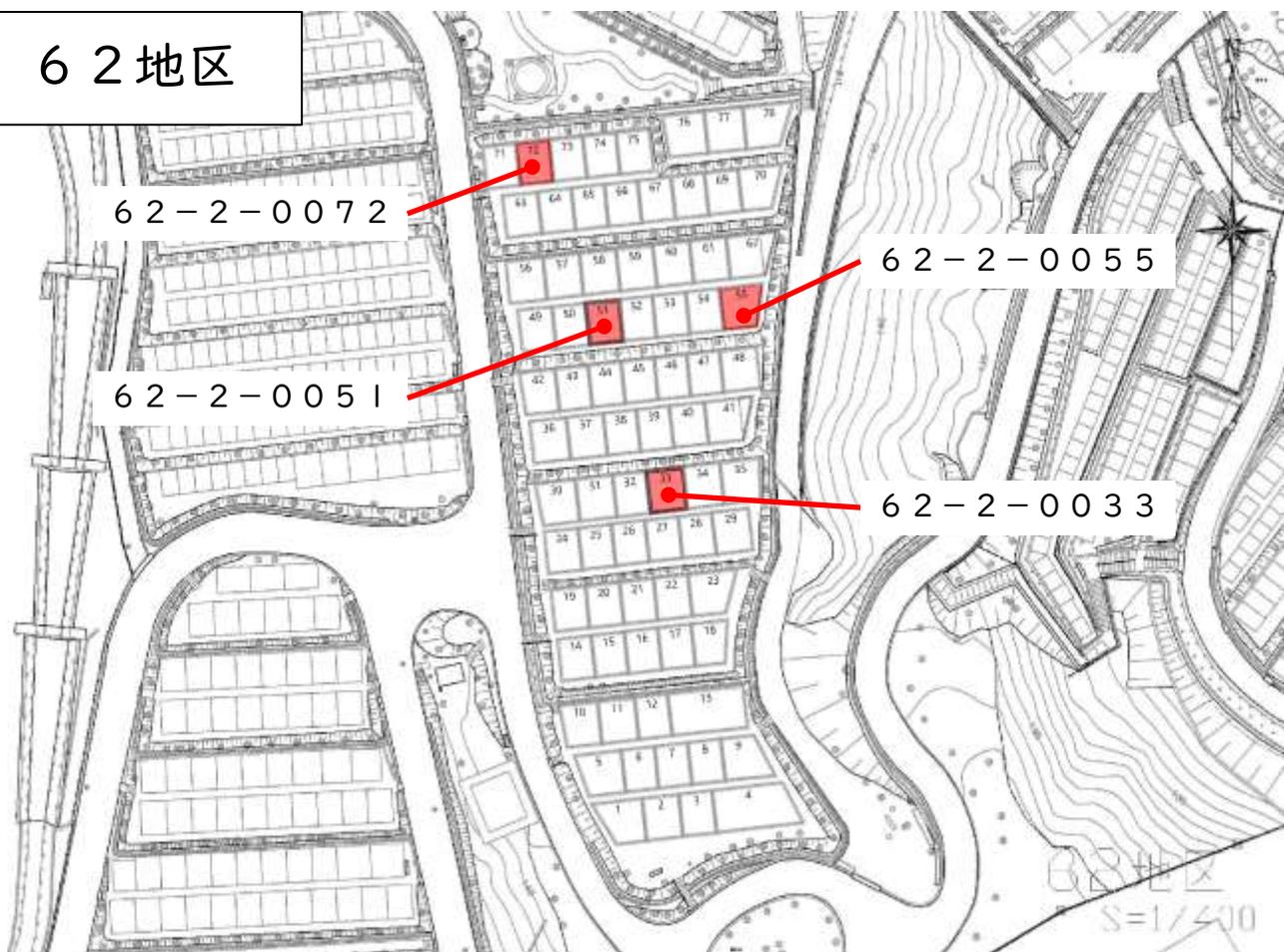
5 3 地区



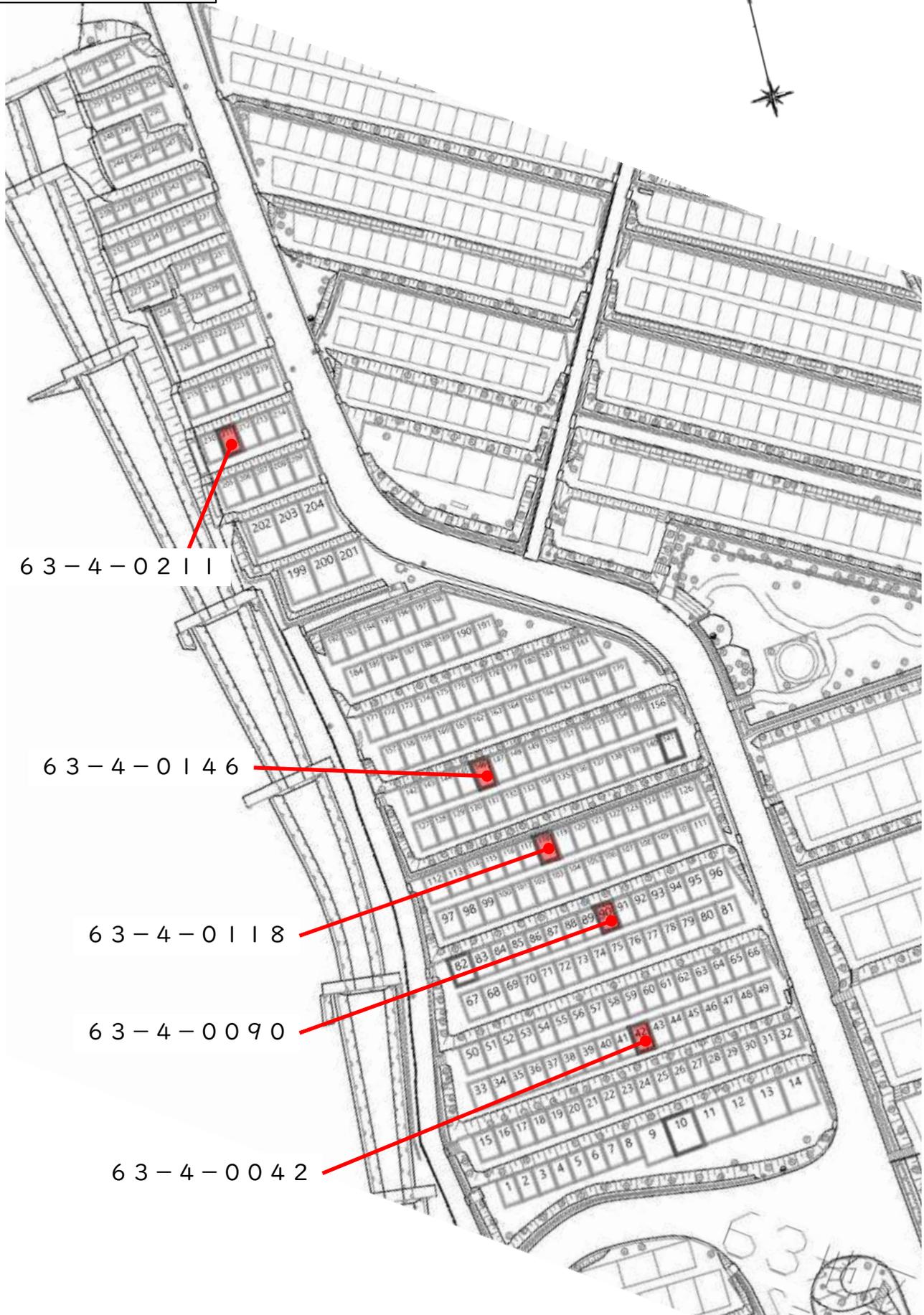
61地区



62地区



63地区



63-4-0211

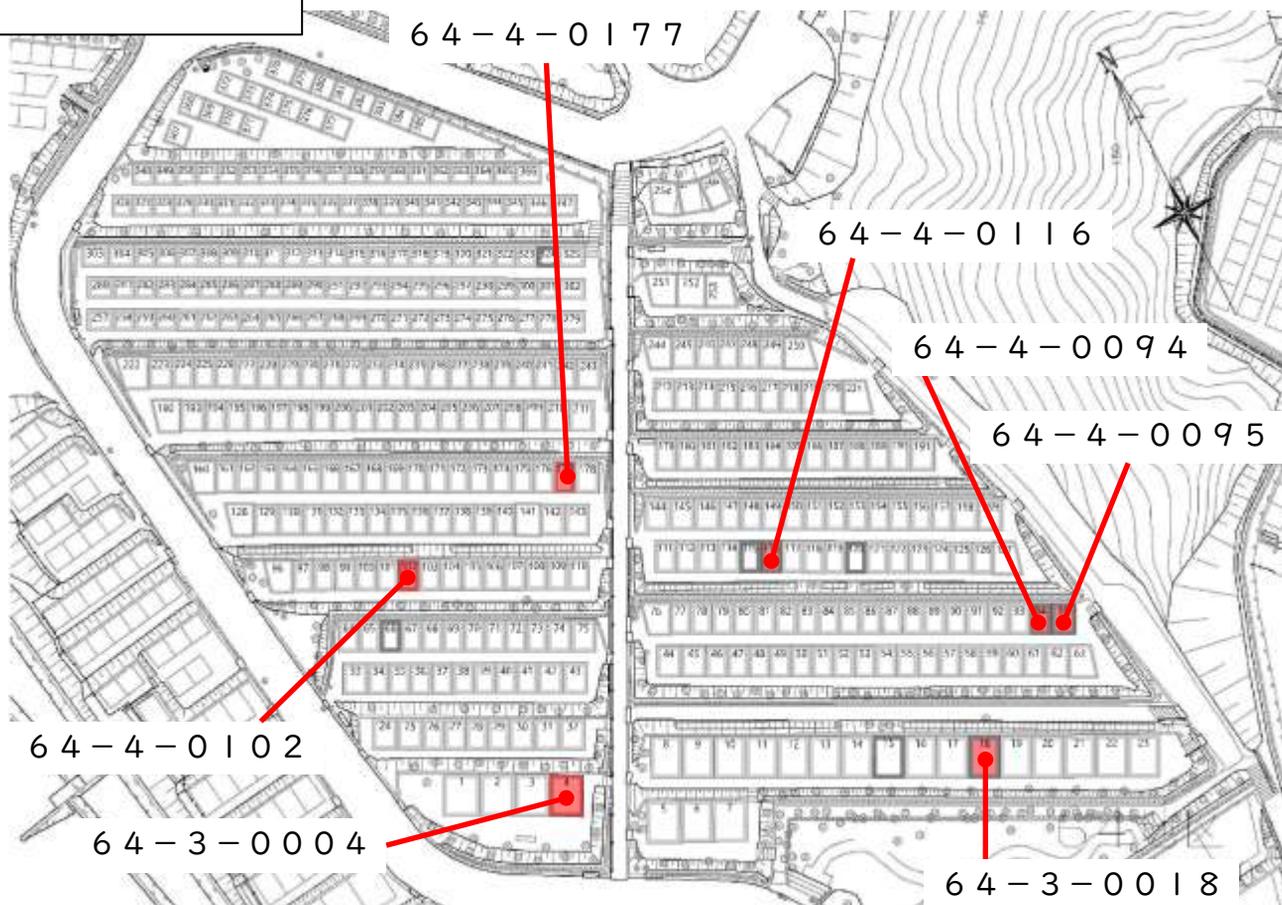
63-4-0146

63-4-0118

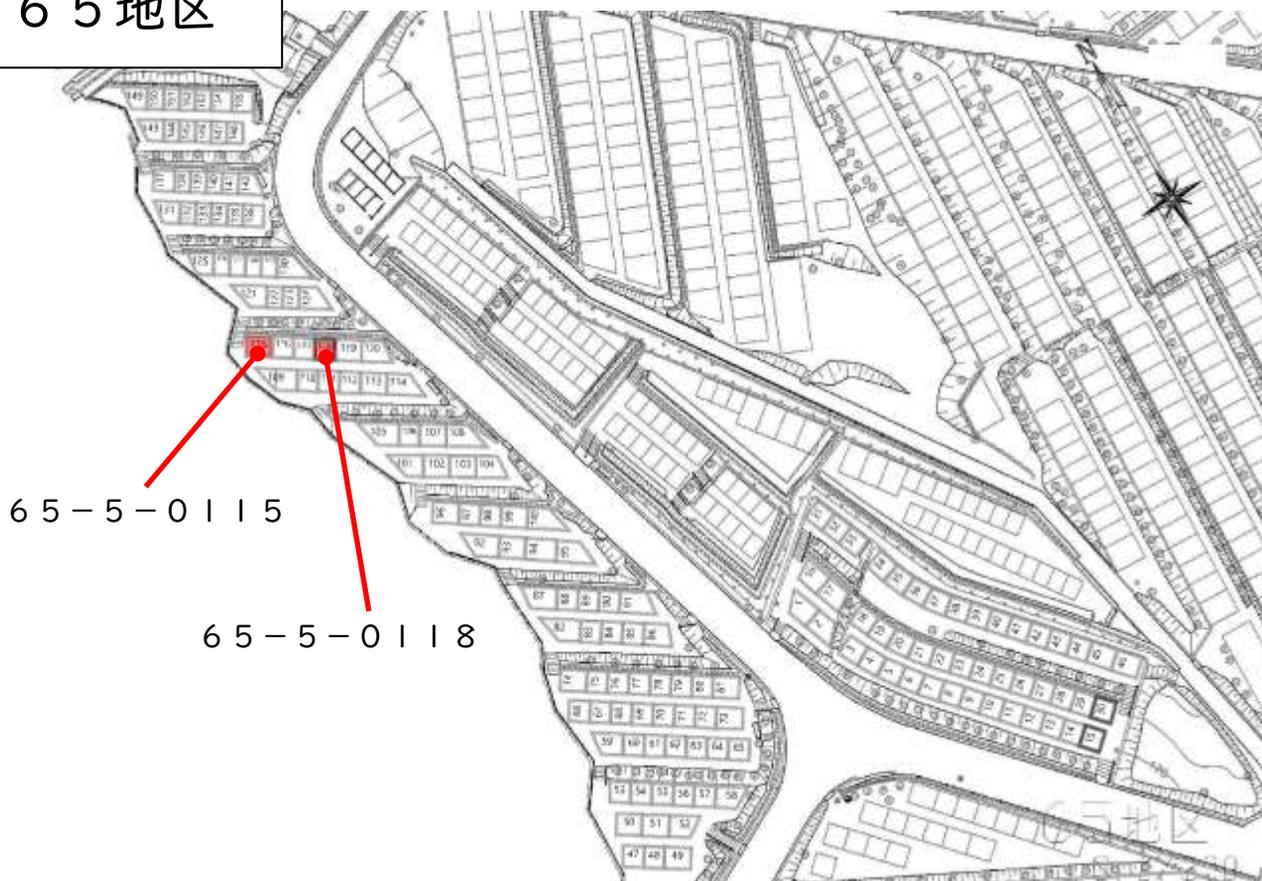
63-4-0090

63-4-0042

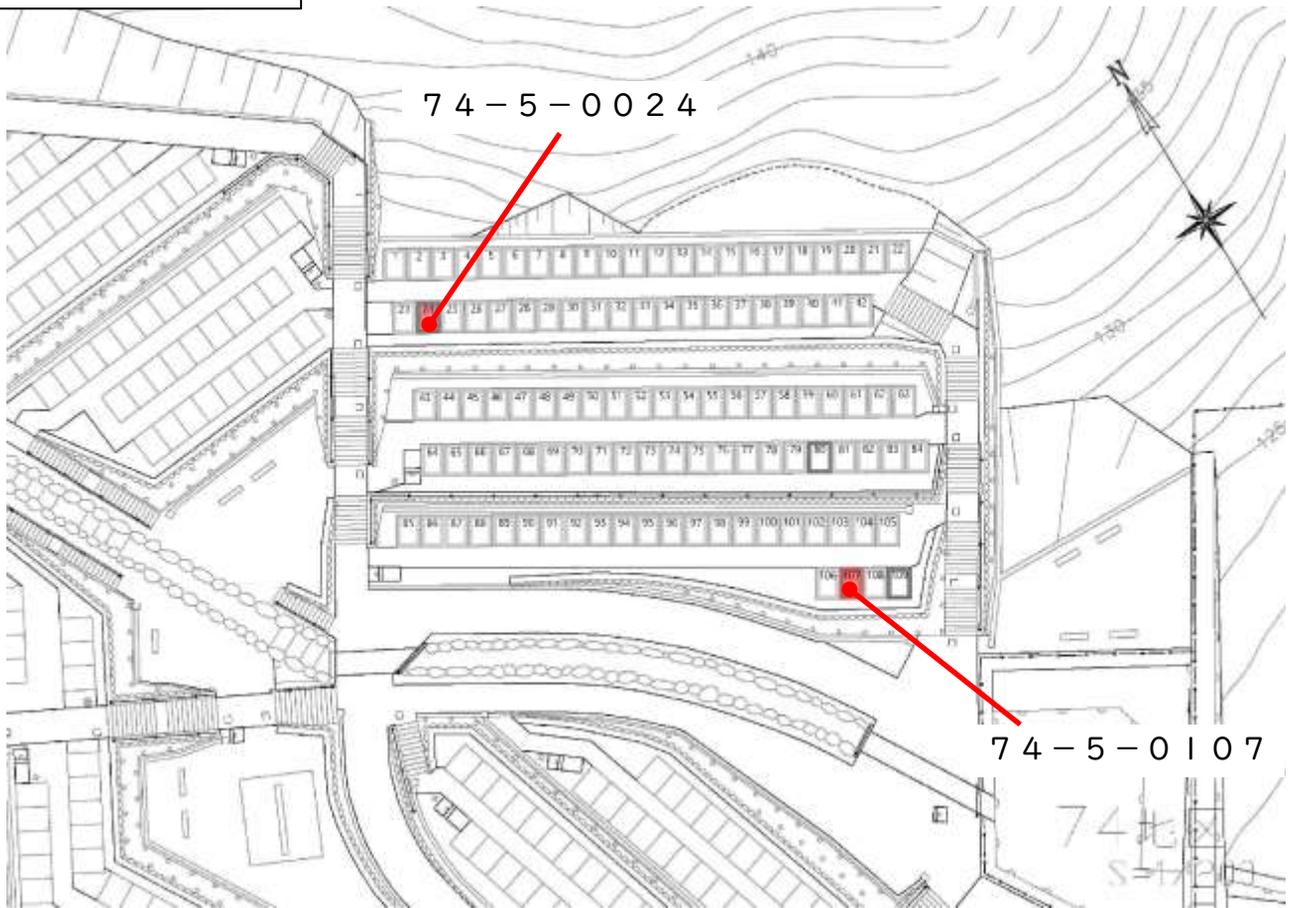
64地区



65地区



74地区



芦屋市一般墓地使用における注意事項

芦屋市霊園一般墓地の使用にあたっては、以下の項目を遵守してください。

1 使用の目的

一般墓地は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできません。

2 墓碑の建立

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。下記以外の基準等については、芦屋市環境課にお問い合わせください。

- (1) 墓碑の建立は、使用場所一墓地（区画）につき一基です。
- (2) 芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成したものですので、和風墓碑等の建立は認められません。
- (3) 墓碑等の工作物の建設等の際は施設建設施工届、建設後は施設建設完了届を提出してください。

3 使用場所の維持管理

墓所の中(使用許可区域内)は、申込者の責任で定期的に清掃や除草等の維持管理をしてください。

4 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付しなければなりません。

5 使用权の継承

使用者が死亡された後は、使用权の相続承継が必要です。生前承継はできません。

6 使用場所の返還

使用の場所が不用となったときは、一般墓地の利用者は、市に返還しなければなりません。返還の際は、ご自身の費用で更地（巻石等もすべて撤去）にしてください。

なお、一般墓地の使用許可日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき(使用許可の取消しの場合を除く)は、使用料の7割相当額を返還します。

7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令（墓地、埋葬等に関する法律）又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

8 使用権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき。
- (2) 使用者である法人等が解散したとき。
- (3) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

9 届出・申請

次のような場合には、届出・申請が必要です。

- (1) 工作物等の建設、改修、撤去、移転又は植樹するとき。また、工作物等の工事を完了したとき。
- (2) 焼骨を埋蔵するとき。
- (3) 使用者が死亡し、使用権を承継するとき。
- (4) 使用場所を返還するとき。
- (5) 埋蔵されている焼骨を改葬するとき。
- (6) 一般墓地使用許可書の記載事項（本籍、住所又は氏名、法人等の住所又は代表者）に変更があったとき。
- (7) 一般墓地使用許可書を紛失、又は破損若しくは汚損により使用できなくなり、再交付が必要なとき。

芦屋市霊園へのアクセス



バスでご来園

阪急芦屋川駅・JR芦屋駅
・阪神芦屋駅から阪急バス
で「芦屋病院前」行き「霊
園前」下車

タクシーでご来園

阪急芦屋川駅から約10分、
阪神芦屋駅・JR芦屋駅か
ら約15分

お車でご来園

園内各所に駐車場がありま
す。なお、お車で園内に入
りできる時間は下記のと
おりです。

開門時間

東門	入口	8:00～16:45
	出口	8:00～17:00
西門		8:00～16:45

お問い合わせ先

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係

TEL：0797-38-3105

FAX：0797-38-2162

芦屋市霊園ホームページ

芦屋市役所ホームページ
[トップページ](#) > [暮らし](#) >
[霊園・火葬場](#) > [霊園](#)

※「芦屋市霊園」でも検索できます。

